

告 示

埼玉県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県
営土地改良事業鴻巣・行田地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項
において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る
土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 縦覧期間
令和四年一月十七日から令和四年二月十五日まで
- 二 縦覧場所
鴻巣市役所
行田市役所